

契約の締結につき議決を求めることについて (中河内木之本線等整備工事)

1. 事業目的

平成28年9月11日に締結した「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき設置された地域整備協議会において、地域整備実施計画(平成29年4月版)が策定された。

この実施計画に位置付けられている地域振興の核となる道路整備として、県道中河内木之本線の整備を行うものである。

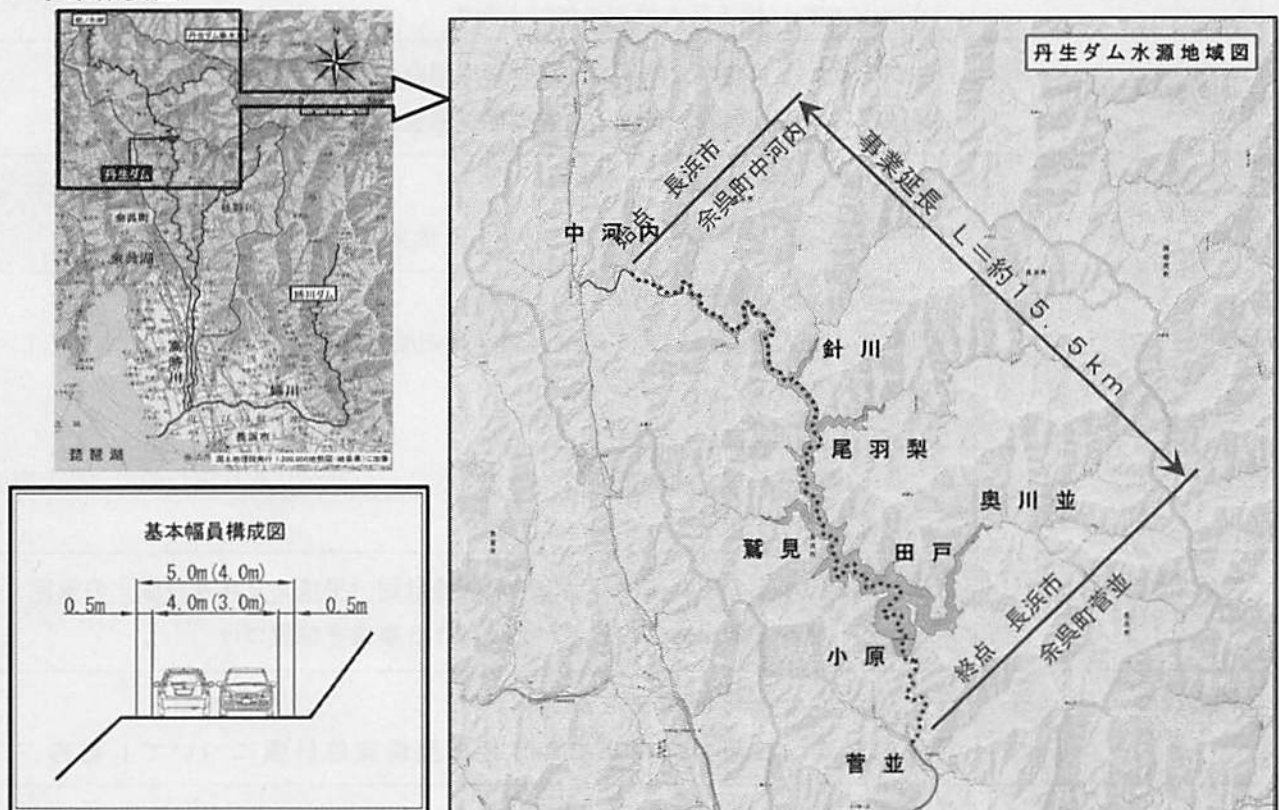
2. 事業概要(独立行政法人水資源機構施行委託)

- 1) 協定名 丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線等整備に関する協定
- 2) 相手方 独立行政法人水資源機構理事長 甲村謙友
- 3) 事業場所 長浜市余呉町中河内～菅並
- 4) 事業内容 事業延長 L=約15.5km
道路拡幅、橋梁整備、斜面对策等
- 5) 協定期間 協定締結の日から平成39年3月31日まで
- 6) 協定額 全 体 額 3,411,936,000円
滋賀県負担額 1,698,176,000円

(	国費	914,415,000円
	県費	783,761,000円

 水資源機構負担額 1,713,760,000円

3. 事業概要図



主な経過について

昭和 43 年 10 月	建設省（現 国土交通省）が <u>予備調査を開始</u>
昭和 59 年 6 月	高時川ダム建設事業実施計画調査に係る基本協定書締結
平成 6 年 4 月	水資源開発公団（現水資源機構）に事業承継
平成 8 年 12 月	集団移転が完了（40 戸）
平成 21 年 4 月	利水者が撤退し、「淀川水系水資源開発基本計画」の全部変更により、 <u>丹生ダムの水資源施設としての位置づけがなくなる</u>
平成 21 年 12 月	<u>丹生ダムが検証を行うダムとして位置づけされる</u>
平成 26 年 1 月 16 日	関係地方公共団体からなる検討の場（第 1 回）及び幹事会（第 5 回） ◇『 <u>『ダム建設を含む案』は有利でない</u> 』との総合的評価を検討主体の近畿地方整備局、水資源機構が提示
平成 28 年 1 月	丹生ダム対策委員会が近畿地方整備局に <u>意見書を提出</u> 「6 項目の要請事項」 ①道路網の整備 ②水源地域の山林等の保全と維持管理 ③高時川の河川整備（治水・瀬切れ対策、砂防） ④発生土受入地の利活用 ⑤自然、文化、歴史を活かした地域振興策 ⑥安心・安全な生活のための環境整備
平成 28 年 7 月 20 日	丹生ダム建設事業の <u>国土交通大臣の対応方針の決定</u> ◇ <u>中止</u> （ただし、中止後の地域振興については、これまでのダム事業の経緯を踏まえ、関係機関とともに実施する）
平成 28 年 9 月 11 日	丹生ダム建設事業の中止に伴う <u>地域整備に係る基本協定の締結</u> （丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構）
平成 28 年 9 月 14 日	県民生活・土木交通常任委員会 「丹生ダム建設事業の中止に伴う今後の地域整備事業について」報告 ※地域整備に係る基本協定の締結も報告
平成 28 年 10 月 27 日	丹生ダム建設事業の中止に伴う <u>地域整備協議会の設置</u> （丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、水資源機構）
平成 29 年 3 月 9 日	県民生活・土木交通常任委員会 「丹生ダム建設事業の廃止について」議案説明
平成 29 年 3 月 21 日	平成 29 年 2 月定例会議 議第 37 号 「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることにつき議決を求めることについて」議決 ◇ <u>廃止についてはやむを得ない</u> ◇基本協定に基づく地域整備について、 <u>本県もしっかり取り組む</u> ので、最大限の実施および支援を行うこととされたい。
平成 29 年 4 月 18 日	丹生ダム建設事業の中止に伴う <u>地域整備実施計画（平成 29 年 4 月版）の策定</u> ◇早期（概ね 5 年以内）の着手が必要な 15 事業を位置づけ
平成 29 年 5 月 17 日	県民生活・土木交通常任委員会 「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画について」報告